

令和7年厚木市議会第4回会議（6月定例会議）提出案件一覧表

報告第9号	令和6年度厚木市一般会計継続費繰越計算書について
報告第10号	令和6年度厚木市公共下水道事業会計継続費繰越計算書について
報告第11号	令和6年度厚木市一般会計繰越明許費繰越計算書について
報告第12号	令和6年度厚木市公共下水道事業会計予算繰越計算書について
報告第13号	令和6年度厚木市公共用地取得事業特別会計事故繰越し繰越計算書について
議案第43号	副市長の選任について
議案第44号	固定資産評価審査委員会委員の選任について
議案第45号	固定資産評価員の選任について
議案第46号	人権擁護委員の候補者の推薦について
議案第47号	厚木市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
議案第48号	厚木市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
議案第49号	厚木市市税条例の一部を改正する条例について
議案第50号	厚木市立保健福祉センター条例の一部を改正する条例について
議案第51号	地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例について
議案第52号	厚木市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例について
議案第53号	工事請負契約の締結について
議案第54号	工事請負契約の締結について
議案第55号	工事請負契約の締結について
議案第56号	工事請負契約の変更について
議案第57号	厚木愛甲環境施設組合の規約変更に係る協議について
議案第58号	令和7年度厚木市一般会計補正予算（第1号）
議案第59号	令和7年度厚木市病院事業会計補正予算（第1号）
議案第60号	令和7年度厚木市公共下水道事業会計補正予算（第1号）

- ◎ 公益財団法人厚木市スポーツ協会の経営状況を説明する書類の提出について
- ◎ 公益財団法人厚木市勤労者福祉サービスセンターの経営状況を説明する書類の提出について
- ◎ 公益財団法人厚木市文化振興財団の経営状況を説明する書類の提出について
- ◎ 公益財団法人厚木市環境みどり公社の経営状況を説明する書類の提出について

報告第9号

令和6年度厚木市一般会計継続費繰越計算書について

地方自治法施行令第145条第1項の規定により、別紙のとおり報告する。

令和7年5月30日提出

厚木市長 山口 貴 裕

令和6年度厚木市一般会計継続費繰越計算書

款	項	事業名	継続費 の総額	令和6年度継続費 予算現額		
				予算 計上額	前年度 通次繰越額	計
20 衛生費	10 清掃費	熱導管・自営線 整備事業	469,396,000	294,826,000		294,826,000
35 商工費	5 商工費	観光施設 修繕事業 (長寿命化)	63,879,000	22,162,000	5,058,000	27,220,000
40 土木費	10 道路橋 りょう費	生活道 路整備事業	420,000,000	140,000,000	64,930,300	204,930,300
	20 都市 計画費	複合施設 建設事業	31,579,711,000	930,209,000	1,416,320,300	2,346,529,300
		複合施設 周辺整備事業	27,376,000		8,213,000	8,213,000
45 消防費	5 消防費	消防庁舎 改修事業 (長寿命化)	172,709,000	59,920,000	15,138,000	75,058,000
合 計			32,733,071,000	1,447,117,000	1,509,659,600	2,956,776,600

(単位：円)

支出済額 及び支出 見込額	残 額	翌 年 度 繰越額	左 の 財 源 内 訳			
			繰 越 金	特 定 財 源		
				国 県 支出金	市 債	その他
261,110,300	33,715,700	33,715,700	21,115,700		12,600,000	
21,901,605	5,318,395	5,318,395	1,418,395		3,900,000	
71,150,000	133,780,300	133,780,300	80,300		133,700,000	
1,449,953,100	896,576,200	896,576,200	22,561,200	268,715,000	605,300,000	
7,101,600	1,111,400	1,111,400	1,111,400			
61,752,065	13,305,935	13,305,935	3,405,935		9,900,000	
1,872,968,670	1,083,807,930	1,083,807,930	49,692,930	268,715,000	765,400,000	

報告第10号

令和6年度厚木市公共下水道事業会計継続費繰越計算書について

地方公営企業法施行令第18条の2第1項の規定により、別紙のとおり報告する。

令和7年5月30日提出

厚木市長 山口 貴 裕

令和6年度厚木市公共下水道事業会計継続費繰越計算書

款	項	事業名	継続費 の総額	令和6年度継続費 予算現額		
				予算 計上額	前年度 通次繰越額	計
1 資本的 支出	1 建設 改良費	公共下水道 第10（棚沢） 処 理 分 区 未普及対策事業	160,000,000	80,000,000		80,000,000
		公共下水道 相模川右岸 第6排水区 浸水対策事業	400,000,000	150,000,000		150,000,000
		公共下水道 中津川右岸 第2排水区 浸水対策事業 （令和6年度設定分）	170,000,000	50,000,000		50,000,000
		中 河 原 中継ポンプ 自家発電設 自 築 事 業 改 築 事 業	400,000,000	20,000,000		20,000,000

(単位：円)

支出義務 発生 (見込)額	残 額	翌 年 度 通次繰越額	翌年度通次繰越額に係る財源内訳				翌年度通 次繰越額 に係る繰 越を要す るたな卸 資産の購 入限度額
			国 県 支 出 金	企 業 債	その他	損 益 勘 定 金 留 保 資 金	
	80,000,000	80,000,000	21,000,000	59,000,000			
	150,000,000	150,000,000	70,000,000	80,000,000			
	50,000,000	50,000,000	20,000,000	30,000,000			
	20,000,000	20,000,000	10,000,000	8,900,000	1,030,000	70,000	

報告第11号

令和6年度厚木市一般会計繰越明許費繰越計算書について

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、別紙のとおり報告する。

令和7年5月30日提出

厚木市長 山口 貴 裕

令和6年度厚木市一般会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額
10 総務費	10 企画文化費	七沢自然ふれあいセンター施設改修事業（長寿命化）	15,928,000
		七沢自然ふれあいセンター維持補修事業	8,852,000
	15 徴税費	税制事務	9,861,000
15 民生費	5 社会福祉費	物価高騰緊急支援給付金給付事業	750,000,000
		物価高騰緊急支援給付金給付事務	81,545,000
		子ども加算緊急支援給付金給付事業	90,000,000
		子ども加算緊急支援給付金給付事務	7,972,000
		理髪、はり・きゅう・マッサージ助成事業	1,140,000
		高齢者外出支援事業	2,848,000
		老人保養施設等利用助成金	7,405,000
20 衛生費	5 保健衛生費	母子保健予防接種事業	9,907,000
		次世代自動車充電インフラ管理事業	4,476,000
		公共施設脱炭素化推進事業	560,266,000
40 土木費	5 土木管理費	国土調査事業（その2）	26,468,000
	10 道路橋りょう費	道路用地取得事業	47,776,000
		交差点等改良事業	16,000,000
		生活道路整備事業	50,000,000
		道路整備用地取得事業	320,680,000
		歩道整備事業	20,000,000

(単位：円)

翌年度 繰越額	左 の 財 源 内 訳				
	既 収 入 特定財源	未 収 入 特 定 財 源			一般財源
		国県支出金	市 債	そ の 他	
15,928,000			14,300,000		1,628,000
5,830,000					5,830,000
9,860,400					9,860,400
194,760,000		194,760,000			
57,648,689		57,648,689			
37,080,000		37,080,000			
6,362,885		6,362,885			
442,250					442,250
1,105,625					1,105,625
2,884,625					2,884,625
9,907,000					9,907,000
4,476,000					4,476,000
414,163,000		414,163,000			
26,468,000		19,851,000			6,617,000
6,172,286			3,200,000		2,972,286
16,000,000			14,400,000		1,600,000
50,000,000			45,000,000		5,000,000
300,211,076			270,100,000		30,111,076
20,000,000			18,000,000		2,000,000

款	項	事業名	金額
(土木費)	20 都市計画費	中町第 2－2 地区周辺整備事業	9,595,000
		山際北部土地地区画整理推進事業	9,500,000
		公園緑地整備事業	133,402,000
		公園緑地維持管理事業	15,000,000
		厚木環状 3 号線街路整備事業	195,000,000
		本厚木下津古久線街路整備事業	290,000,000
		街路用地取得事業	176,968,000
45 消防費	5 消防費	災害時医療対策事業	7,787,000
		災害対策事業	46,293,000
50 教育費	10 小学校費	小学校校舎・体育館改修事業（長寿命化）（その 2）	411,577,000
		小学校維持管理事業	21,670,000
		小学校維持補修事業	6,200,000
		依知南小学校施設整備事業	3,518,000
	15 中学校費	中学校体育館冷暖房設備設置事業（その 2）	113,800,000
		中学校校舎・体育館改修事業（長寿命化）（その 2）	213,902,000
		中学校校庭整備事業（その 2）	155,000,000
	20 社会教育費	公民館維持補修事業	8,566,000
合 計			3,848,902,000

(単位：円)

翌年度 繰越額	左 の 財 源 内 訳				
	既 収 入 特定財源	未 収 入 特 定 財 源			一般財源
		国県支出金	市 債	そ の 他	
6,631,200					6,631,200
9,500,000					9,500,000
82,859,247			57,400,000		25,459,247
15,000,000					15,000,000
121,208,730			107,500,000		13,708,730
255,767,973			230,100,000		25,667,973
176,452,490			158,800,000		17,652,490
2,674,640					2,674,640
46,293,000					46,293,000
411,577,000		85,377,000	326,000,000		200,000
21,670,000					21,670,000
6,200,000					6,200,000
2,440,330					2,440,330
113,800,000		35,000,000	78,800,000		
213,902,000		46,602,000	167,200,000		100,000
155,000,000		20,000,000	135,000,000		
1,155,000					1,155,000
2,821,431,446		916,844,574	1,625,800,000		278,786,872

報告第12号

令和6年度厚木市公共下水道事業会計予算繰越計算書について

地方公営企業法第26条第3項の規定により、別紙のとおり報告する。

令和7年5月30日提出

厚木市長 山口 貴 裕

令和6年度厚木市公共下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算 計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額	
						国県支出金
1 資本的 支出	1 建設 改良費	下水道総合 地震対策事業	35,000,000		35,000,000	

(単位：円)

左 の 財 源 内 訳			不 用 額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説 明
企 業 債	その他	損益勘定留保資金			
35,000,000					入札執行手続を3回実施したが、3回ともに応札者がなく、年度内の着工に至らなかったため、令和7年度に繰り越すもの

報告第13号

令和6年度厚木市公共用地取得事業特別会計事故繰越し繰越計算書について

地方自治法施行令第150条第3項において準用する同令第146条第2項の規定により、別紙のとおり報告する。

令和7年5月30日提出

厚木市長 山口 貴 裕

令和 6 年度厚木市公共用地取得事業特別会計事故繰越し繰越計算書

款	項	事業名	支出負担 行為額	左の内訳	
				支出 済 額	支出 未済額
10 公共用地 先行取得 事業費	10 厚木秦野道 路用地取得 事業費（用 地 国 債 ）	厚木秦野道路用地取 得事業（用地国債）	60,465,679	42,320,000	18,145,679
合 計			60,465,679	42,320,000	18,145,679

(単位：円)

支出負担行為 予定額	翌年度 繰越額	左の財源内訳			説 明
		特定財源		一般財源	
		既収入 特定財源	未収入 特定財源		
	18, 145, 679		18, 100, 000	45, 679	用地国債先行取得制度の活用により、被補償者と土地売買契約を締結したが、被補償者の死亡により、引渡し期限である年度内までの移転が困難となったため。
	18, 145, 679		18, 100, 000	45, 679	

議案第43号

副市長の選任について

厚木市副市長に次の者を選任したいので、同意を求める。

住 所	平塚市桃浜町
氏 名	上 前 行 男
	昭和35年生まれ

令和7年5月30日提出

厚木市長 山 口 貴 裕

提案理由

地方自治法第162条の規定により、同意を求める。

参考資料

う え ま え

上前

ゆ き お

行男

略歴

本 籍 地

平塚市

住 所

平塚市桃浜町

生 年

昭和 3 5 年

最終学歴

東京理科大学理工学部卒業

経 歴

神奈川県厚木土木事務所長

神奈川県県土整備局河川下水道部長

神奈川県県土整備局技監兼道路部長

神奈川県県土整備局長

現 厚木市副市長

議案第44号

固定資産評価審査委員会委員の選任について

厚木市固定資産評価審査委員会委員に次の者を選任したいので、同意を求める。

住 所	厚木市下荻野
氏 名	小 林 正 徳 様
	昭和36年生まれ

令和7年5月30日提出

厚木市長 山 口 貴 裕

提案理由

地方税法第423条第3項の規定により、同意を求める。

参考資料

こばやし まさのり 小林 正徳 様 略歴

本 籍 地	厚木市
住 所	厚木市下荻野
生 年	昭和 3 6 年
最終学歴	横浜国立大学教育学部卒業
職 業	農業、不動産賃貸業
経 歴	厚木市教育委員会学校教育部教職員課長 厚木市立北小学校校長 厚木市立厚木小学校長 厚木市小学校長会長 現 保護司

議案第45号

固定資産評価員の選任について

厚木市固定資産評価員に次の者を選任したいので、同意を求める。

住 所	秦野市今泉
氏 名	中 村 慎 一
	昭和43年生まれ

令和7年5月30日提出

厚木市長 山 口 貴 裕

提案理由

地方税法第404条第2項の規定により、同意を求める。

参考資料

なかむら しんいち
中村 慎一 略歴

本籍地	秦野市
住所	秦野市今泉
生年	昭和43年
最終学歴	神奈川大学経済学部経済学科卒業
経歴	現 財務部長

議案第46号

人権擁護委員の候補者の推薦について

人権擁護委員の候補者に次の者を推薦したいので、意見を求める。

住 所	厚木市飯山
氏 名	森 茂 樹 様
	昭和33年生まれ

令和7年5月30日提出

厚木市長 山 口 貴 裕

提案理由

人権擁護委員法第6条第3項の規定により、意見を求める。

参考資料

もり しげき 森 茂樹 様 略歴

本 籍 地	厚木市
住 所	厚木市飯山
生 年	昭和 3 3 年
最終学歴	法政大学法学部卒業
経 歴	厚木市立依知中学校校長 厚木市立荻野中学校校長 現 清川村会計年度任用職員

議案第47号

厚木市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

厚木市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和7年5月30日提出

厚木市長 山口 貴 裕

提案理由

仕事と育児の両立支援制度の利用に関する職員の意向確認等の措置を講ずるため、本条例の一部を改正する。

厚木市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

厚木市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（昭和43年厚木市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項中「第16条の3第1項」を「第16条の4第1項」に改める。

第16条の4を第16条の5とする。

第16条の3の見出し中「職員」を「職員等」に改め、同条第1項中「申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）」を「請求等」に改め、同条を第16条の4とし、第16条の2の次に次の1条を加える。

（妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等）

第16条の3 任命権者は、厚木市職員の育児休業等に関する条例（平成4年厚木市条例第6号）第27条第1項の措置を講ずるに当たっては、同項の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置
 - (2) 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出（以下「請求等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置
 - (3) 厚木市職員の育児休業等に関する条例第27条第1項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置
- 2 任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。
- (1) 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置
 - (2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置
 - (3) 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置
- 3 任命権者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

附 則

- 1 この条例は、令和7年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 任命権者は、施行日前においても、この条例による改正後の厚木市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第16条の3第2項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講ずることができる。この場合において、その講じられた措置は、施行日以後は、同項の規定により講じられたものとみなす。

新旧対照表

新	旧
(介護休暇) 第12条 介護休暇は、職員が要介護者(配偶者等(配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。)、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者をいう。第16条の4第1項において同じ。))で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。)の介護をするため、任命権者が、規則で定めるところにより、職員の請求に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間(以下「指定期間」という。)内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。 2 略 (妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等) 第16条の3 任命権者は、厚木市職員の育児休業等に関する条例(平成4年厚木市条例第6号)第27条第1項の措置を講ずるに当たっては、同項の規定による申出をした職員(以下この項において「申出職員」という。)に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。 (1) 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置(次号において「出生時両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるための措置 (2) 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出(以下「請求等」という。)に係る申出職員の意向を確認するための措置 (3) 厚木市職員の育児休業等に関する条例第27条第1項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置 2 任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員(以下この項において「対象職員」という。)に対して、規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。 (1) 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置(次号において「育児期両立支	(介護休暇) 第12条 介護休暇は、職員が要介護者(配偶者等(配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。)、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者をいう。第16条の3第1項において同じ。))で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。)の介護をするため、任命権者が、規則で定めるところにより、職員の請求に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間(以下「指定期間」という。)内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。 2 略

議案第48号

厚木市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

厚木市職員の育児休業等に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和7年5月30日提出

厚木市長 山口 貴 裕

提案理由

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、部分休業の拡充を図るため、本条例の一部を改正する。

厚木市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

厚木市職員の育児休業等に関する条例（平成4年厚木市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第19条第3項」を「第19条第6項」に、「第19条第1項及び第2項」を「第19条第1項から第3項まで及び第5項」に改める。

第23条第2号中「及び勤務日ごとの勤務時間」及び「（以下「定年前再任用短時間勤務職員等」という。）」を削り、「を除く。」の次に「次条において同じ。」を加える。

第24条の見出し中「部分休業」を「第1号部分休業」に改め、同条第1項を次のように改める。

育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第1号部分休業」という。）の承認は、30分を単位として行うものとする。

第24条第2項及び第3項中「部分休業」を「第1号部分休業」に改め、同条の次に次の4条を加える。

（第2号部分休業の承認）

第24条の2 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第2号部分休業」という。）の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。

(1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合にあって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数

(2) 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合にあって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数

（育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間）

第24条の3 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

（育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間）

第24条の4 育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

(1) 非常勤職員以外の職員 77時間30分

(2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間

（育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情）

第24条の5 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更（以下「第3項変更」という。）をしなければ

同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

第25条第1項中「部分休業」を「育児休業法第19条第1項に規定する部分休業（以下「部分休業」という。）」に、「厚木市職員の給与に関する条例第14条」を「同条例第14条」に改める。

第26条を次のように改める。

（部分休業の承認の取消事由）

第26条 育児休業法第19条第6項において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたときとする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第2項第2号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日から令和8年3月31日までの間における部分休業の承認の請求をする場合におけるこの条例による改正後の厚木市職員の育児休業等に関する条例第24条の4の規定の適用については、同条第1号中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、同条第2号中「10」とあるのは「5」とする。

（厚木市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

3 厚木市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成23年厚木市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「一部（2時間を超えない範囲内の時間に限る。）」を「全部又は一部」に改める。

議案第49号

厚木市市税条例の一部を改正する条例について

厚木市市税条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和7年5月30日提出

厚木市長 山口 貴 裕

提案理由

道路交通法の一部改正に伴い、軽自動車税種別割の減免に係る規定を改めるほか、所要の措置を講ずるため、本条例の一部を改正する。

厚木市市税条例の一部を改正する条例

厚木市市税条例（平成12年厚木市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第34条第3項各号列記以外の部分中「減免を受けようとする者は」の次に「、市長に対して」を加え、「身体障害者又は」を「身体障害者若しくは」に、「を市長に提示する」を「又はこれらの者の特定免許情報（同法第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。）が記録された免許情報記録個人番号カード（同法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。）を提示する」に改め、同項第5号中「の番号、交付年月日及び」を「又は道路交通法第95条の2第2項第1号に規定する免許情報記録（以下この号において「免許情報記録」という。）の番号、運転免許の年月日、運転免許証又は免許情報記録の」に改め、同条中第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

- 4 前項の場合において、免許情報記録個人番号カードを提示したときは、当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報を確認するために必要な措置を受けなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

新旧対照表

新	旧
(種別割の減免) 第34条 略 2 略 3 第1項第2号に規定する軽自動車等について種別割の減免を受けようとする者は、<u>市長に対して、前項に規定する書類のほか、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の規定により交付された身体障害者手帳(戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。)、厚生労働大臣の定めるところにより交付された療育手帳(以下この項において「療育手帳」という。)</u>又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳(以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。)及び道路交通法(昭和35年法律第105号)第92条の規定により交付された身体障害者若しくは身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等(身体障害者等のみで生活する者に限る。)を常時介護する者の運転免許証(以下この項において「運転免許証」という。)<u>又はこれらの者の特定免許情報(同法第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。)</u>が記録された免許情報記録個人番号カード(同法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。)<u>を提示するとともに、次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。</u> (1)～(4) 略 (5) 運転免許証又は道路交通法第95条の2第2項第1号に規定する免許情報記録(以下この号において「免許情報記録」という。)<u>の番号、運転免許の年月日、運転免許証又は免許情報記録の有効期限並びに運転免許の種類及び条件が付されている場合には、その条件</u> 4 前項の場合において、免許情報記録個人番号カードを提示したときは、当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報を確認するために必要な措置を受けなければならない。 5及び6 略	(種別割の減免) 第34条 略 2 略 3 第1項第2号に規定する軽自動車等について種別割の減免を受けようとする者は、前項に規定する書類のほか、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の規定により交付された身体障害者手帳(戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。)、厚生労働大臣の定めるところにより交付された療育手帳(以下この項において「療育手帳」という。)又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳(以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。)及び道路交通法(昭和35年法律第105号)第92条の規定により交付された身体障害者又は身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等(身体障害者等のみで生活する者に限る。)を常時介護する者の運転免許証(以下この項において「運転免許証」という。)<u>を市長に提示するとともに、次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。</u> (1)～(4) 略 (5) 運転免許証の番号、交付年月日及び有効期限並びに運転免許の種類及び条件が付されている場合には、その条件 4及び5 略

議案第50号

厚木市立保健福祉センター条例の一部を改正する条例について

厚木市立保健福祉センター条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和7年5月30日提出

厚木市長 山口 貴 裕

提案理由

厚木市保健福祉センターの会議室を廃止するため、本条例の一部を改正する。

厚木市立保健福祉センター条例の一部を改正する条例

厚木市立保健福祉センター条例（平成２年厚木市条例第３号）の一部を次のように改正する。

第４条の見出しを「（ホール）」に改め、同条第１項中「会議室501、会議室502及び」及び「（以下「会議室等」という。）」を削り、同条第２項中「会議室等」を「ホール」に改める。

第５条第１項及び第７条ただし書中「会議室等」を「ホール」に改める。
別表会議室501の項及び会議室502の項を削る。

附 則

この条例は、令和７年９月１日から施行する。

新旧対照表

新	旧												
(ホール) 第4条 前条に掲げる施設のほか、センターにその施設としてホールを置く。 2 <u>ホール</u>を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。 3及び4 略 (使用料の徴収) 第5条 ホールの使用については、別表に定める額の使用料を徴収する。 2 略 (使用料の不還付) 第7条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が災害その他<u>ホール</u>の使用の許可を受けた者の責めに帰することができない理由により<u>ホール</u>を使用することができないと認めたときは、この限りでない。 別表(第5条関係) <table> <tr> <th>施設</th><th>使用料(1時間につき)</th></tr> <tr> <td>略</td><td>略</td></tr> </table>	施設	使用料(1時間につき)	略	略	(会議室等) 第4条 前条に掲げる施設のほか、センターにその施設として<u>会議室501</u>、<u>会議室502</u>及びホール(以下「<u>会議室等</u>」という。)を置く。 2 <u>会議室等</u>を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。 3及び4 略 (使用料の徴収) 第5条 <u>会議室等</u>の使用については、別表に定める額の使用料を徴収する。 2 略 (使用料の不還付) 第7条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が災害その他<u>会議室等</u>の使用の許可を受けた者の責めに帰することができない理由により<u>会議室等</u>を使用することができないと認めたときは、この限りでない。 別表(第5条関係) <table> <tr> <th>施設</th><th>使用料(1時間につき)</th></tr> <tr> <td><u>会議室501</u></td><td><u>300円</u></td></tr> <tr> <td><u>会議室502</u></td><td><u>200円</u></td></tr> <tr> <td>略</td><td>略</td></tr> </table>	施設	使用料(1時間につき)	<u>会議室501</u>	<u>300円</u>	<u>会議室502</u>	<u>200円</u>	略	略
施設	使用料(1時間につき)												
略	略												
施設	使用料(1時間につき)												
<u>会議室501</u>	<u>300円</u>												
<u>会議室502</u>	<u>200円</u>												
略	略												

議案第51号

地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例について

地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和7年5月30日提出

厚木市長 山口 貴 裕

提案理由

個人市民税の寄附金税額控除の対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人の指定を更新するため、本条例の一部を改正する。

地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例

地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例（令和2年厚木市条例第19号）の一部を次のように改正する。

別表特定非営利活動法人WE21ジャパン厚木の項中「令和2年1月1日から令和7年6月30日まで」を「令和7年7月1日から令和12年6月30日まで」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和7年7月1日から施行する。
- 2 この条例による改正前の別表の規定は、この条例の施行の日前に同表に規定する特定非営利活動法人に対して同表に規定する期間内に寄附金を支出した場合について、なおその効力を有する。

新旧対照表

新			旧		
別表			別表		
特定非営利活動法人の名称	主たる事務所の所在地	厚木市市税条例第13条の2第2項の期間	特定非営利活動法人の名称	主たる事務所の所在地	厚木市市税条例第13条の2第2項の期間
特定非営利活動法人WE21 ジャパン厚木	厚木市中町3丁目18番5号	<u>令和7年7月1日</u> <u>から令和12年6月30日まで</u>	特定非営利活動法人WE21 ジャパン厚木	厚木市中町3丁目18番5号	<u>令和2年1月1日</u> <u>から令和7年6月30日まで</u>

議案第52号

厚木市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例について

厚木市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和7年5月30日提出

厚木市長 山口 貴 裕

提案理由

新ごみ中間処理施設が稼働することに伴い、厚木市環境センターで行っている処理の一部を廃止するほか、所要の措置を講ずるため、本条例の一部を改正する。

厚木市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例

厚木市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例（平成5年厚木市条例第4号）の一部を次のように改正する。

目次中「第26条」を「第24条」に、「第27条・第28条」を「第25条・第26条」に、「第29条・第30条」を「第27条・第28条」に、「第31条～第37条」を「第29条～第34条」に、「第38条・第39条」を「第35条・第36条」に改める。

第21条を削り、第3章中第22条を第21条とし、第23条を第22条とし、第24条を第23条とする。

第25条第1項各号列記以外の部分中「市の処理施設」を「市長の指定する施設」に改め、同項第5号中「市の行う処理」を「市の行う収集、運搬及び処分」に改め、同条を第24条とする。

第26条を削る。

第4章中第27条を第25条とし、第28条を第26条とする。

第5章中第29条を第27条とし、第30条を第28条とする。

第6章中第31条を第29条とし、第32条を第30条とする。

第33条中「第31条」を「第29条」に改め、同条を第31条とし、第34条を第32条とする。

第35条を削り、第36条を第33条とし、第37条を第34条とする。

第38条中「第24条第2項」を「第23条第2項」に改め、第7章中同条を第35条とし、第39条を第36条とする。

別表中「第29条関係」を「第27条関係」に改め、同表事業系一般廃棄物の項市長の指定する施設へ搬入するとき。の項を削る。

附 則

- 1 この条例は、令和7年12月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の廃棄物の処理に係る手数料について適用し、同日前の廃棄物の処理に係る手数料については、なお従前の例による。

新旧対照表

※ 下線部分が変更部分

新	旧
目次	目次
第1章 総則(第1条～第8条)	第1章 総則(第1条～第8条)
第2章 廃棄物の減量化、資源化等の推進(第9条～第15条)	第2章 廃棄物の減量化、資源化等の推進(第9条～第15条)
第3章 廃棄物の適正処理(第16条～ <u>第24条</u>)	第3章 廃棄物の適正処理(第16条～ <u>第26条</u>)
第4章 地域の清潔の保持(<u>第25条・第26条</u>)	第4章 地域の清潔の保持(<u>第27条・第28条</u>)
第5章 手数料(<u>第27条・第28条</u>)	第5章 手数料(<u>第29条・第30条</u>)
第6章 雑則(<u>第29条～第34条</u>)	第6章 雑則(<u>第31条～第37条</u>)
第7章 罰則(<u>第35条・第36条</u>)	第7章 罰則(<u>第38条・第39条</u>)
附則	附則
第3章 廃棄物の適正処理	第3章 廃棄物の適正処理 (事業系一般廃棄物の搬入)
	<u>第21条</u> 事業者は、事業系一般廃棄物を市の処理施設に搬入しようとするときは、市長に申請し、その承認を受けなければならない。
	2 前項の承認を受けた事業者が、事業系一般廃棄物を市の処理施設へ搬入しようとするときは、規則で定める受入基準及び市長の指示(以下「受入基準等」という。)に従わなければならない。
	3 市長は、事業者が受入基準等に従わないときは、その受入れを拒否することができる。
	<u>第22条～第24条</u> 略
	(排出禁止物)
<u>第21条～第23条</u> 略	<u>第25条</u> 占有者等及び事業者は、次に掲げる物を法第6条の2第1項の規定に基づき市が行う一般廃棄物の収集の際に排出し、又は <u>市長の指定する施設</u> に搬入してはならない。
(排出禁止物)	(1)～(4) 略
<u>第24条</u> 占有者等及び事業者は、次に掲げる物を法第6条の2第1項の規定に基づき市が行う一般廃棄物の収集の際に排出し、又は <u>市長の指定する施設</u> に搬入してはならない。	(5) 前各号に定めるもののほか、 <u>市の行う収集、運搬及び処分</u> に著しい支障を及ぼすおそれのある物
(1)～(4) 略	
(5) 前各号に定めるもののほか、 <u>市の行う収集、運搬及び処分</u> に著しい支障を及ぼすおそれのある物	2 略
2 略	(事業系一般廃棄物管理票)
	<u>第26条</u> 規則で定める事業者は、その事業系一般廃棄物を市の処理施設に運搬する場合で、当該運搬を一般廃棄物収集運搬業者に委託して行うときは、当該一般廃棄物収集運搬業者(以下「受託一般業者」という。)に対し、当該委託に係る事業系一般廃棄物の種類、排出場所その他の事項を記載した事業系一般廃棄物管理票(以下「管理票」という。)を交付しなければならない。

議案第53号

工事請負契約の締結について

次のとおり請負契約を締結する。

- | | |
|----------|---|
| 1 契約の目的 | 厚木市立緑ヶ丘小学校施設建て替え整備業務（第Ⅰ期業務） |
| 2 工事場所 | 厚木市緑ヶ丘4丁目1番1号 |
| 3 契約金額 | 3,800,500,000円 |
| 4 契約の相手方 | 厚木市栄町1-2-2
小島・サンハウス・奥野共同企業体
構成員代表者
（株）小島組
代表取締役 小島 正也 様 |
| 5 履行期限 | 令和10年8月14日 |

令和7年5月30日提出

厚木市長 山口 貴 裕

提案理由

厚木市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議決を求める。

参考資料

工事請負契約状況

契約の目的（工事名）	厚木市立緑ヶ丘小学校施設建て替え整備業務（第Ⅰ期業務）
工事場所	厚木市緑ヶ丘4丁目1番1号
契約の相手方 （構成員代表者）	小島・サンハウス・奥野共同企業体 厚木市栄町1－2－2 （株）小島組 代表取締役 小島 正也 様
構成員	厚木市南町27－17 サンハウス（株） 代表取締役 松本 豊 様
	横浜市中区山下町25－15 （株）奥野設計 代表取締役 奥野 覚 様
契約金額	3,800,500,000円
履行期限	令和10年8月14日

1 契約の目的（工事名）

厚木市立緑ヶ丘小学校施設建て替え整備業務（第Ⅰ期業務）

2 工事概要

（1）設計業務

ア 実施設計

イ 設計意図伝達

（2）工事監理業務

（3）施工業務

ア 既存校舎解体業務

（ア）東棟校舎

a 用 途 小学校

b 延床面積 2,830㎡

c 階 数 地上3階

d 構 造 鉄筋コンクリート造

（イ）西棟校舎

a 用 途 小学校

b 延床面積 2,180㎡

c 階 数 地上4階

d 構 造 鉄筋コンクリート造

イ 新校舎建設業務

（ア）用 途 小学校

（イ）建築面積 約1,950㎡

（ウ）延床面積 約5,383㎡

（エ）階 数 地上3階

（オ）構 造 鉄筋コンクリート造

ウ 既存校舎（南棟）改修業務

（ア）用 途 小学校

（イ）延床面積 2,230㎡

（ウ）階 数 地上4階

（エ）構 造 鉄筋コンクリート造

エ 什器・備品調達業務

3 契約方法

公募型プロポーザル審査結果による受注候補者との随意契約

議案第54号

工事請負契約の締結について

次のとおり請負契約を締結する。

- | | |
|----------|---|
| 1 契約の目的 | 厚木市複合施設プラネタリウム兼多目的ホール外殻築造工事 |
| 2 工事場所 | 厚木市中町1丁目717番地1ほか |
| 3 契約金額 | 237,380,000円 |
| 4 契約の相手方 | 横浜市中区吉田町65
清水・小島・山王建設共同企業体
構成員代表者
清水建設（株）横浜支店
執行役員支店長 富永 秀行 様 |
| 5 履行期限 | 令和9年5月28日 |

令和7年5月30日提出

厚木市長 山口 貴 裕

提案理由

厚木市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議決を求める。

参考資料

工事請負契約状況

契約の目的（工事名）	厚木市複合施設プラネタリウム兼多目的ホール外殻築造工事
工事場所	厚木市中町 1 丁目717番地 1 ほか
契約の相手方 （構成員代表者）	清水・小島・山王建設共同企業体 横浜市中区吉田町65 清水建設（株）横浜支店 執行役員支店長 富永 秀行 様
構成員	構成員 厚木市栄町 1－2－2 （株）小島組 代表取締役 小島 正也 様
	構成員 厚木市妻田北 1－12－6 山王建設（株） 代表取締役 高橋 学 様
契約金額	237,380,000円
履行期限	令和 9 年 5 月 28 日

1 契約の目的（工事名）

厚木市複合施設プラネタリウム兼多目的ホール外殻築造工事

2 工事概要

- (1) 構造：鉄筋コンクリート造
- (2) 面積：279.1㎡(直径17.24m 高さ11.215m)
- (3) 仕上げ：室内側 吹付吸音材
室外側 モルタル塗りの上吹付塗装

3 契約方法

地方自治法施行令第167条の2第1項第6号による随意契約

4 見積参加者及び結果（見積合せ執行日：令和7年5月2日）

番号	事業者名	見積価格 (単位：円)	備考
1	清水・小島・山王建設共同企業体	215,800,000	決 定 237,380,000 円

※ 予定価格（消費税抜き）は、217,730,000円。決定価格（237,380,000円）は、見積価格（215,800,000円）に消費税額（21,580,000円）を加算した金額です。

5 仮契約日

令和7年5月14日

議案第55号

工事請負契約の締結について

次のとおり請負契約を締結する。

- | | |
|----------|---------------------------------------|
| 1 契約の目的 | 依知中学校体育館併用棟校舎長寿命化（機能回復）ほか改修工事 |
| 2 工事場所 | 厚木市中依知364番地 |
| 3 契約金額 | 219,208,000円 |
| 4 契約の相手方 | 厚木市船子1251
常濃建設（株）
代表取締役 成井 雄幸 様 |
| 5 履行期限 | 令和8年2月6日 |

令和7年5月30日提出

厚木市長 山口 貴 裕

提案理由

厚木市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議決を求める。

参考資料

工事請負契約状況

契約の目的（工事名）		依知中学校体育館併用棟校舎長寿命化（機能回復）ほか改修工事
工事場所		厚木市中依知364番地
本体工事 (議案第55号)	契約の相手方	厚木市船子1251 常濃建設（株） 代表取締役 成井 雄幸 様
	契約金額	219,208,000円
空調工事	契約の相手方	厚木市及川 2-20-37 （株）新日本工業 代表取締役 松澤 修身 様
	契約金額	59,180,000円
履行期限		令和8年2月6日

1 契約の目的（工事名）

依知中学校体育館併用棟校舎長寿命化（機能回復）ほか改修工事

2 工事概要等

（1）建物概要

ア 構造 鉄筋コンクリート造

イ 階数 地上4階建て

ウ 延べ面積 3,181.55㎡（デッキを含む。）

（2）工事概要

ア 体育館併用棟校舎

（1）外壁改修 可とう形改修塗材の上水性アクリルシリコン樹脂塗料（遮熱塗料）

（2）軒裏改修 外装薄塗材

（3）屋根改修 機械固定式シート防水外断熱（カバー工法）

（4）屋上改修 改質アスファルトシート防水

（5）内部改修 廊下・階段ビニル床シート貼

イ デッキ改修

ウ 外構改修（門扉改修、設備基礎新設）

3 入札執行方法

条件付一般競争入札

4 開札結果

（1）本体工事

開札日：令和7年4月24日

番号	事業者名	入札価格 (単位：円)	備考
1	愛甲建設（株）	188,130,000	最低制限価格未満
2	常濃建設（株）	199,280,000	落札 219,208,000円
3	山王建設（株）	199,451,400	

※ 予定価格（消費税抜き）は、203,110,000円。最低制限価格（消費税抜き）は、192,954,500円。落札価格（219,208,000円）は、入札価格（199,280,000円）に消費税額（19,928,000円）を加算した金額です。

議案第56号

工事請負契約の変更について

厚木市複合施設整備事業設計施工一括型業務（第Ⅲ期業務）に係る工事請負契約（令和5年10月5日議決、令和6年8月6日変更議決）の契約金額を「27,976,162,500円」から「29,908,376,300円」に変更する。

令和7年5月30日提出

厚木市長 山口 貴 裕

提案理由

公共工事設計に係る労務単価等の改定及び工事の追加等に伴い、議決を経た契約の契約金額を変更するため、厚木市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議決を求める。

参考資料

1 契約の目的（工事名）

厚木市複合施設整備事業設計施工一括型業務（第Ⅲ期業務）

2 工事場所

厚木市中町1丁目717番地1ほか

3 契約の相手方

横浜市中区吉田町65

清水・小島・山王建設共同企業体

構成員代表者 清水建設（株）横浜支店

執行役員支店長 富永 秀行 様

4 変更金額

変更前	27,976,162,500円
変更後	29,908,376,300円
増額	1,932,213,800円

5 変更工事概要等

(1) 公共工事設計労務単価等の改定に伴う契約金額の増額 1,632,301,000円

(2) 工事の追加等に伴う契約金額の増額 299,912,800円

ア 建物基礎工事等に伴う地中障害物除去工事の追加

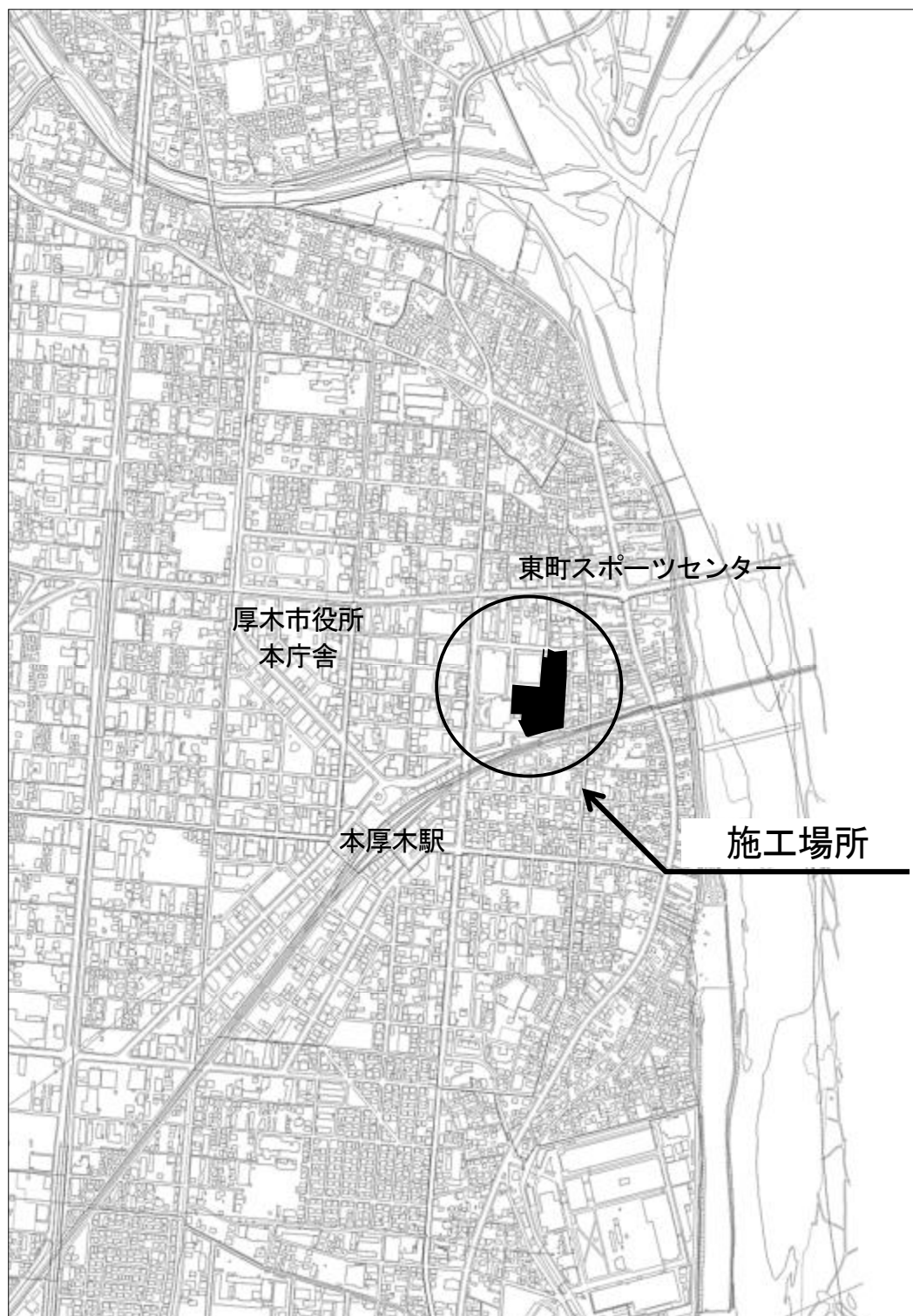
イ 保健福祉センターとの接続に当たり関連法令の対応による設備改修工事及びアスベスト除去工事の追加

ウ 消防指令システムアンテナ用ポール及び公用車用EVコンセント設置工事の追加

エ 前面道路及び既存建物の安全対策の実施

オ 建物基礎及び前面道路整備の強度試験の結果に伴う軟弱地盤対策工事の数量の確定による精算

位置図



議案第57号

厚木愛甲環境施設組合の規約変更に係る協議について

厚木愛甲環境施設組合の規約変更について、別紙のとおり関係町村と協議する。

令和7年5月30日提出

厚木市長 山口 貴 裕

提案理由

厚木愛甲環境施設組合事務所の位置を変更することに伴い、厚木愛甲環境施設組合規約の一部を変更することについて、愛川町及び清川村と協議する必要があるため、地方自治法第290条の規定により、議決を求める。

厚木愛甲環境施設組合理約の一部を改正する規約

厚木愛甲環境施設組合理約（平成16年神奈川県指令市町第6号）の一部を次のように改正する。

第4条中「栄町1丁目16番15号」を「金田1610番地1」に改める。

附 則

この規約は、令和7年12月1日から施行する。

新旧対照表

新	旧
(組合事務所の位置) 第4条 組合の事務所は、神奈川県厚木市<u>金田16 10番地1</u>に置く。	(組合事務所の位置) 第4条 組合の事務所は、神奈川県厚木市<u>栄町1 丁目16番15号</u>に置く。

(議案第58号)

令和7年厚木市議会第4回会議（6月定例会議）

令和7年度
厚木市一般会計補正予算（第1号）

議案第58号

令和7年度厚木市一般会計補正予算（第1号）

令和7年度の厚木市の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,046,336千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ112,146,336千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和7年5月30日提出

厚木市長 山口 貴 裕

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5 5 国庫支出金		18,133,102	966,213	19,099,315
	1 0 国庫補助金	5,482,144	966,213	6,448,357
8 5 諸収入		4,765,999	1,761,223	6,527,222
	1 5 貸付金元利収入	2,131,475	1,735,323	3,866,798
	2 5 雑入	2,591,876	25,900	2,617,776
9 0 市債		9,724,100	318,900	10,043,000
	5 市債	9,724,100	318,900	10,043,000
歳入合計		109,100,000	3,046,336	112,146,336

2 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 0 総務費		11,810,016	1,015,902	12,825,918
	5 総務管理費	7,421,684	14,002	7,435,686
	1 0 企画文化費	1,983,305	1,001,900	2,985,205
1 5 民生費		43,528,002	964,992	44,492,994
	5 社会福祉費	18,891,671	964,992	19,856,663
4 5 消防費		3,669,817	2,442	3,672,259
	5 消防費	3,669,817	2,442	3,672,259
5 0 教育費		12,080,754	1,063,000	13,143,754
	5 教育総務費	2,866,903	700,000	3,566,903
	2 5 保健体育費	877,596	363,000	1,240,596
歳出合計		109,100,000	3,046,336	112,146,336

第2表 債務負担行為補正

1 追加

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
アミューあつぎ不動産賃貸借及び運営管理業務委託経費	令和8年度～令和12年度	1,377,899

第3表 地方債補正

1 変更

(単位：千円)

補 正 前					補 正 後			
起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
防災対策事業	26,100	普通貸借又は証券発行。 なお、起債の全部又は一部を翌年度へ繰り越して借り入れることができる。	年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金等について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	償還期間は、据置期間を含め30年以内。 ただし、財政上の都合により償還期限を短縮し、繰上償還し、又は低利債に借り換えることができる。	27,200	補正前に同じ	補正前に同じ	補正前に同じ
体育施設整備事業	199,200				517,000			

令和 7 年度
厚木市一般会計補正予算
(第 1 号) に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括 (歳入)

款	補正前の額
5 市税	45,643,894
10 地方譲与税	529,866
15 利子割交付金	14,000
18 配当割交付金	270,000
21 株式等譲渡所得割交付金	270,000
23 法人事業税交付金	845,000
24 地方消費税交付金	6,308,000
27 ゴルフ場利用税交付金	138,000
31 環境性能割交付金	118,000
33 地方特例交付金	213,000
35 地方交付税	30,000
40 交通安全対策特別交付金	38,000
45 分担金及び負担金	386,888
50 使用料及び手数料	1,257,520
55 国庫支出金	18,133,102
60 県支出金	7,281,189
65 財産収入	278,730
70 寄附金	1,300,000
75 繰入金	9,154,712
80 繰越金	2,400,000
85 諸収入	4,765,999
90 市債	9,724,100
歳入合計	109,100,000

(単位：千円・%)

補 正 額	計	構 成 率
	4 5 , 6 4 3 , 8 9 4	4 0 . 7
	5 2 9 , 8 6 6	0 . 5
	1 4 , 0 0 0	0 . 0
	2 7 0 , 0 0 0	0 . 2
	2 7 0 , 0 0 0	0 . 2
	8 4 5 , 0 0 0	0 . 8
	6 , 3 0 8 , 0 0 0	5 . 6
	1 3 8 , 0 0 0	0 . 1
	1 1 8 , 0 0 0	0 . 1
	2 1 3 , 0 0 0	0 . 2
	3 0 , 0 0 0	0 . 0
	3 8 , 0 0 0	0 . 0
	3 8 6 , 8 8 8	0 . 4
	1 , 2 5 7 , 5 2 0	1 . 1
9 6 6 , 2 1 3	1 9 , 0 9 9 , 3 1 5	1 7 . 0
	7 , 2 8 1 , 1 8 9	6 . 5
	2 7 8 , 7 3 0	0 . 3
	1 , 3 0 0 , 0 0 0	1 . 2
	9 , 1 5 4 , 7 1 2	8 . 2
	2 , 4 0 0 , 0 0 0	2 . 1
1 , 7 6 1 , 2 2 3	6 , 5 2 7 , 2 2 2	5 . 8
3 1 8 , 9 0 0	1 0 , 0 4 3 , 0 0 0	9 . 0
3 , 0 4 6 , 3 3 6	1 1 2 , 1 4 6 , 3 3 6	1 0 0 . 0

(歳 出)

款	補正前の額	補 正 額	計
5 議会費	456,462		456,462
1 0 総務費	11,810,016	1,015,902	12,825,918
1 5 民生費	43,528,002	964,992	44,492,994
2 0 衛生費	11,631,718		11,631,718
2 5 労働費	311,647		311,647
3 0 農林水産業費	727,316		727,316
3 5 商工費	3,028,381		3,028,381
4 0 土木費	15,998,363		15,998,363
4 5 消防費	3,669,817	2,442	3,672,259
5 0 教育費	12,080,754	1,063,000	13,143,754
6 0 公債費	5,757,524		5,757,524
7 0 予備費	100,000		100,000
歳 出 合 計	109,100,000	3,046,336	112,146,336

(単位：千円・%)

補 正 額 の 財 源 内 訳					構 成 率
特 定 財 源				一般財源	
国庫支出金	県支出金	市 債	そ の 他		
					0.4
			1,900	1,014,002	11.4
964,992					39.7
					10.4
					0.3
					0.6
					2.7
					14.3
1,221		1,100		121	3.3
		317,800	24,000	721,200	11.7
					5.1
					0.1
966,213		318,900	25,900	1,735,323	100.0

2 歳 入

款	項	目	補正前の額	補 正 額	計
55	国庫支出金		18,133,102	966,213	19,099,315
10	国庫補助金		5,482,144	966,213	6,448,357
45	消防費国庫補助金		5,948	1,221	7,169
94	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金		0	964,992	964,992
85	諸収入		4,765,999	1,761,223	6,527,222
15	貸付金元利収入		2,131,475	1,735,323	3,866,798
20	衛生貸付金元利収入		240,288	1,735,323	1,975,611
25	雑入		2,591,876	25,900	2,617,776
15	雑入		2,591,843	25,900	2,617,743
90	市債		9,724,100	318,900	10,043,000
5	市債		9,724,100	318,900	10,043,000
45	消防債		312,700	1,100	313,800
50	教育債		1,927,100	317,800	2,244,900
歳 入 合 計			109,100,000	3,046,336	112,146,336

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
5 消防費補助金	1,221	1 特殊地下壕対策事業補助金増	【危機管理課】 1,221
5 物価高騰対応重点 支援地方創生臨時 交付金	964,992	1 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金	【財政課】 964,992
5 保健衛生費貸付金 元利収入	1,735,323	1 病院事業貸付金元利収入増	【財政課】 1,735,323
10 総務費雑入	1,900	1 コミュニティ推進事業助成金	【市民協働推進課】 1,900
50 教育費雑入	24,000	1 スポーツ振興くじ助成金増	【スポーツ魅力創】 24,000
5 消防債	1,100	1 防災対策事業債増	【危機管理課】 1,100
25 保健体育債	317,800	1 体育施設整備事業債増	【スポーツ魅力創】 317,800

5 5 国庫支出金 8 5 諸収入 9 0 市債

3 歳 出

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
				区 分	金 額
10 総務費	11,810,016	1,015,902	12,825,918		
5 総務管理費	7,421,684	14,002	7,435,686		
5 一般管理費	4,820,296	14,002	4,834,298	一般財源	14,002
10 企画文化費	1,983,305	1,001,900	2,985,205		
5 行政連絡費	148,308	1,900	150,208	そ の 他	1,900
30 企画費	374,448	1,000,000	1,374,448	一般財源	1,000,000
15 民生費	43,528,002	964,992	44,492,994		
5 社会福祉費	18,891,671	964,992	19,856,663		
5 社会福祉総務費	6,278,506	964,992	7,243,498	国庫支出金	964,992
45 消防費	3,669,817	2,442	3,672,259		
5 消防費	3,669,817	2,442	3,672,259		
25 災害対策費	252,455	2,442	254,897	国庫支出金	1,221
				市 債	1,100
				一般財源	121

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
25 積立金	14,002	1 財政調整基金積立金増 【財政課】 14,002 (1) 財政調整基金積立金増 14,002
19 負担金、補助及び交付金	1,900	1 自治会活動事業費増 【市民協働推進課】 1,900 (1) コミュニティ助成事業補助金 1,900
25 積立金	1,000,000	1 庁舎整備基金積立金増 【企画政策課】 1,000,000
1 報酬	3,507	1 定額減税不足額給付金 【生活福祉課】 964,992 (1) 定額減税不足額給付金給付事業費 870,000 (2) 定額減税不足額給付金給付事務費 94,992
3 職員手当等	3,580	
4 共済費	1,029	
9 旅費	180	
11 需用費	435	
12 役務費	12,936	
13 委託料	73,325	
19 負担金、補助及び交付金	870,000	
15 工事請負費	2,442	1 特殊地下壕対策事業費増 【危機管理課】 2,442

1 0 総務費 1 5 民生費 4 5 消防費

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
				区 分	金 額
50 教育費	12,080,754	1,063,000	13,143,754		
5 教育総務費	2,866,903	700,000	3,566,903		
10 事務局費	1,853,566	700,000	2,553,566	一般財源	700,000
25 保健体育費	877,596	363,000	1,240,596		
10 体育施設費	599,257	363,000	962,257	市 債	317,800
				そ の 他	24,000
				一般財源	21,200
歳 出 合 計	109,100,000	3,046,336	112,146,336		

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
25 積立金	700,000	1 学校施設整備基金積立金増 【教育総務課】 700,000
11 需用費	363,000	1 及川球技場維持補修事業費 【スポーツ魅力創】 363,000

5 0 教育費

補 正 予 算 給

1 一 般 職 (1) 総 括

区 分	職 員 数	給 与		
		報 酬	給 料	職 員 手 当 等
補 正 後	(1,708) 人 1,552	1,660,697 千円	6,468,653 千円	6,479,956 千円
補 正 前	(1,705) 1,552	1,657,190	6,468,653	6,476,376
比 較	(3) 0	3,507	0	3,580

()内は、短時間勤務職員（再任用）及び一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占

職員手当等の内訳	区 分	扶 養 手 当	通 勤 手 当	地 域 手 当	住 居 手 当	特殊勤務手当
	補 正 後	200,000 千円	138,067 千円	1,139,492 千円	180,000 千円	17,000 千円
	補 正 前	200,000	138,067	1,139,492	180,000	17,000
	比 較	0	0	0	0	0

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職 員 数	給 与		
		報 酬	給 料	職 員 手 当 等
補 正 後	(112) 人 1,427	千円	6,023,062 千円	5,772,957 千円
補 正 前	(112) 1,427		6,023,062	5,770,625
比 較	(0) 0		0	2,332

()内は、短時間勤務職員（再任用）であり、外書きである。

職員手当等の内訳	区 分	扶 養 手 当	通 勤 手 当	地 域 手 当	住 居 手 当	特殊勤務手当
	補 正 後	200,000 千円	115,000 千円	1,069,222 千円	180,000 千円	17,000 千円
	補 正 前	200,000	115,000	1,069,222	180,000	17,000
	比 較	0	0	0	0	0

与 費 明 細 書

費	共 済 費	合 計	備 考
計			
14,609,306 ^{千円}	2,685,739 ^{千円}	17,295,045 ^{千円}	
14,602,219	2,684,710	17,286,929	
7,087	1,029	8,116	

める職員に比し短い職員であり、外書きである。

時間外勤務手当	管 理 職 手 当	期 末 勤 勉 手 当	退 職 手 当	児 童 手 当
457,832 ^{千円}	265,000 ^{千円}	3,732,945 ^{千円}	209,000 ^{千円}	140,620 ^{千円}
455,500	265,000	3,731,697	209,000	140,620
2,332	0	1,248	0	0

費	共 済 費	合 計	備 考
計			
11,796,019 ^{千円}	2,360,114 ^{千円}	14,156,133 ^{千円}	
11,793,687	2,360,114	14,153,801	
2,332	0	2,332	

時間外勤務手当	管 理 職 手 当	期 末 勤 勉 手 当	退 職 手 当	児 童 手 当
428,000 ^{千円}	265,000 ^{千円}	3,159,015 ^{千円}	200,000 ^{千円}	139,720 ^{千円}
425,668	265,000	3,159,015	200,000	139,720
2,332	0	0	0	0

イ 会計年度任用職員

区 分	職 員 数	給 与		
		報 酬	給 料	職 員 手 当 等
補 正 後	(1,596) 人 125	1,660,697 千円	445,591 千円	706,999 千円
補 正 前	(1,593) 125	1,657,190	445,591	705,751
比 較	(3) 0	3,507	0	1,248

()内は、一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員に比し短い職員であり、

職員手当等の内訳	区 分	扶 養 手 当	通 勤 手 当	地 域 手 当	住 居 手 当	特殊勤務手当
	補 正 後	千円	23,067 千円	70,270 千円	千円	千円
	補 正 前		23,067	70,270		
	比 較		0	0		

(2) 給料及び職員手当等の増減額の明細

区 分	増 減 額	増 減 事 由 別 内 訳	
職 員 手 当 等	3,580 千円	制度改正に伴う増減分	千円
		そ の 他 の 増 減 分	3,580

(3) 給料及び職員手当等の状況

ア 職員1人当たり給与

区 分	一般職平均給与月額
補 正 後	449,279 円
補 正 前	449,153

費		共 済 費	合 計	備 考
計				
2,813,287	千円	325,625	千円	3,138,912
2,808,532		324,596		3,133,128
4,755		1,029		5,784

外書きである。

時間外勤務手当	管 理 職 手 当	期 末 勤 勉 手 当	退 職 手 当	児 童 手 当
29,832	千円	573,930	千円	900
29,832		572,682	9,000	900
0		1,248	0	0

説 明	備 考
定額減税不足額給付金給付事務に伴う職員手当等の増	

債務負担行為で令和 8 年度以降にわたる
又は支出額の見込み及び令和 7 年度以降

1 追 加

事 項	限 度 額
アミューあつぎ不動産賃貸借及び運営管理業務委託経費	1,377,899

ものについての令和6年度末までの支出額
の支出予定額等に関する調書（補正）

（単位：千円）

令和6年度末までの支出(見込)額		令和7年度以降の支出予定額		左の財源内訳
期 間	金 額	期 間	金 額	
		令和8年度～ 令和12年度	1,377,899	一般財源等

地方債の令和５年度末にお
及び令和７年度末における現在

区 分	令和５年度末 現 在 高	令和６年度末 現在高（見込み）	令 和 ７ 年 度 中		
			令 和 ７ 年 度 中 起 債 見 込 額		
			補 正 前 の 額	補 正 額	補 正 後 の 額
	千円	千円	千円	千円	千円
１ 普 通 債	57,497,843	66,929,041	9,724,100	318,900	10,043,000
（１） 総 務	915,675	5,105,460	164,600		164,600
（２） 民 生	1,227,892	1,156,688	193,400		193,400
（３） 衛 生	2,876,768	3,018,578	524,800		524,800
（４） 農 林	685,931	690,544	102,700		102,700
（５） 商 工	977,424	1,024,262	127,800		127,800
（６） 土 木	37,483,834	41,510,273	6,261,900		6,261,900
（７） 公 営 住 宅	1,452,820	1,354,275	109,100		109,100
（８） 消 防	2,046,261	2,020,702	312,700	1,100	313,800
（９） 教 育	9,831,238	11,048,259	1,927,100	317,800	2,244,900
２ 減 税 補 て ん 債	129,479	64,803			
３ 臨 時 財 政 対 策 債	4,139,733	3,325,860			
４ 減 収 補 て ん 債	775,972	652,336			
５ 調 整 債	2,832,887	5,372,664			
合 計	65,375,914	76,344,704	9,724,100	318,900	10,043,000

る現在高並びに令和 6 年度末
高の見込みに関する調書（補正）

増 減 見 込 額			令和 7 年度末現在高（見込み）			(参考)繰越額 を含めた令和 7 年度末現在 高（見込み）
令和 7 年度中元金償還見込額			補正前の額	補正額	補正後の額	
補正前の額	補正額	補正後の額				
千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
4,015,810		4,015,810	72,637,331	318,900	72,956,231	75,347,431
32,743		32,743	5,237,317		5,237,317	5,251,617
121,606		121,606	1,228,482		1,228,482	1,228,482
125,904		125,904	3,417,474		3,417,474	3,430,074
62,923		62,923	730,321		730,321	730,321
82,495		82,495	1,069,567		1,069,567	1,073,467
2,506,300		2,506,300	45,265,873		45,265,873	46,909,373
106,302		106,302	1,357,073		1,357,073	1,357,073
191,943		191,943	2,141,459	1,100	2,142,559	2,152,459
785,594		785,594	12,189,765	317,800	12,507,565	13,214,565
39,883		39,883	24,920		24,920	24,920
736,602		736,602	2,589,258		2,589,258	2,589,258
125,859		125,859	526,477		526,477	526,477
191,637		191,637	5,181,027		5,181,027	5,181,027
5,109,791		5,109,791	80,959,013	318,900	81,277,913	83,669,113

令和 7 年厚木市議会第 4 回会議（6 月定例会議）

令 和 7 年 度
厚木市一般会計補正予算

参 考 資 料

【1 5 節工事請負費関係】

〔一般会計〕

(単位：千円)

款 項 目		15節 工事請負費	概 要
45	消防費	2,442	
	5 消防費	2,442	
	25 災害対策費	2,442	[13ページ] 特殊地下壕対策事業費 特殊地下壕対策事業費 [内容]特殊地下壕埋戻 [箇所]七沢地内 【危機管理課】

(議案第59号)

令和7年厚木市議会第4回会議（6月定例会議）

令和7年度

厚木市病院事業会計補正予算（第1号）

議案第59号

令和7年度厚木市病院事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和7年度の厚木市の病院事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的支出の補正）

第2条 令和7年度厚木市病院事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
支 出			
第1款 病院事業費用	12,424,000千円	5,109千円	12,429,109千円
第2項 医業外費用	326,377千円	5,109千円	331,486千円

（資本的支出の補正）

第3条 予算第4条本文括弧書中「764,000千円」を「2,494,214千円」に、「763,084千円」を「2,493,298千円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
支 出			
第1款 資本的支出	1,587,000千円	1,730,214千円	3,317,214千円
第3項 他会計借入金償還金	240,188千円	1,730,214千円	1,970,402千円

令和7年5月30日提出

厚木市長 山口 貴 裕

令和 7 年度
厚木市病院事業会計
補正予算（第 1 号）に関する説明書

令和 7 年度厚木市病院事業会計 補正予算実施計画

収益の支出

支 出

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1 病院事業費用			12,424,000	5,109	12,429,109	
	2 医業外費用		326,377	5,109	331,486	
		1 支払利息及び 企業債取扱諸費	120,615	5,109	125,724	

資本の支出

支 出

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1 資本の支出			1,587,000	1,730,214	3,317,214	
	3 他会計借入金 償還金		240,188	1,730,214	1,970,402	
		1 他会計借入金 償還金	240,188	1,730,214	1,970,402	

令和7年度厚木市病院事業予定キャッシュ・フロー計算書

(令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)

(単位：千円)

1 業務活動によるキャッシュ・フロー

当年度純利益	96,331
減価償却費	951,218
貸倒引当金の増減額（△は減少）	58
賞与引当金の増減額（△は減少）	884
法定福利費引当金の増減額（△は減少）	1,069
退職給付引当金の増減額（△は減少）	106,700
固定資産除却費	6,962
長期前受金戻入額	△ 555,538
その他	72,649
受取利息及び受取配当金	△ 39,888
支払利息	120,615
未収金の増減額（△は増加）	△ 50,882
未払金の増減額（△は減少）	38,995
たな卸資産の増減額（△は増加）	1,800
小計	750,973
受取利息及び受取配当金	39,888
利息の支払額	△ 120,615
業務活動によるキャッシュ・フロー	670,246

2 投資活動によるキャッシュ・フロー

有形固定資産の取得による支出	△ 229,969
有形固定資産の売却による収入	1
貸付金による支出	△ 10,800
貸付金の回収による収入	1
補助金による収入	3,000
一般会計からの繰入金による収入	567,198
基金積立による支出	△ 75,824
投資活動によるキャッシュ・フロー	253,607

3 財務活動によるキャッシュ・フロー

建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	252,800
建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 835,856
他会計借入金の返済による支出	△ 1,970,402
リース債務返済による支出	△ 171,367
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 2,724,825

資金増加額（△は減少）	△ 1,800,972
資金期首残高	3,379,951
資金期末残高	1,578,979

令和7年度厚木市病院事業予定貸借対照表

(令和8年3月31日)

資産の部

(単位:千円)

1 固定資産

(1) 有形固定資産

イ 土地		2,980,808	
ロ 建物	14,124,218		
減価償却累計額	<u>△ 5,214,638</u>	8,909,580	
ハ 構築物	1,144,413		
減価償却累計額	<u>△ 175,453</u>	968,960	
ニ 機械備品	6,225,193		
減価償却累計額	<u>△ 4,909,202</u>	1,315,991	
ホ 車両	12,162		
減価償却累計額	<u>△ 5,469</u>	6,693	
ヘ リース資産	1,011,046		
減価償却累計額	<u>△ 417,328</u>	593,718	
有形固定資産合計			14,775,750

(2) 無形固定資産

イ 電話加入権		1,448	
ロ ソフトウェア		<u>49,072</u>	
無形固定資産合計			50,520

(3) 投資その他の資産

イ 長期貸付金		45,478	
ロ 基金			
(イ) 退職手当基金	83,448		
(ロ) 病院整備基金	<u>3,523,755</u>		
基金合計		3,607,203	
ハ 長期前払消費税		<u>935,873</u>	
投資その他の資産合計			<u>4,588,554</u>
固定資産合計			19,414,824

2 流動資産

(1) 現金預金		1,578,979	
(2) 未収金		1,761,238	
(3) 貯蔵品		91,846	
(4) 貸倒引当金		<u>△ 1,500</u>	
流動資産合計			<u>3,430,563</u>
資産合計			<u><u>22,845,387</u></u>

負債の部

(単位:千円)

3	固定負債			
(1)	企業債	12,848,464		
(2)	リース債務	492,280		
(3)	引当金			
	イ修繕引当金	28,886		
	ロ退職給付引当金	932,199		
	引当金合計		961,085	
	固定負債合計			14,301,829
4	流動負債			
(1)	企業債	916,989		
(2)	他会計借入金	33,520		
(3)	リース債務	169,401		
(4)	未払金	990,393		
(5)	前受金	2,750		
(6)	預り金	12,331		
(7)	引当金			
	イ賞与引当金	337,410		
	ロ法定福利費引当金	78,411		
	引当金合計		415,821	
	流動負債合計			2,541,205
5	繰延収益			
(1)	長期前受金	6,325,445		
(2)	長期前受金収益化累計額	△ 4,774,822		
	繰延収益合計			1,550,623
	負債合計			18,393,657

資本の部

(単位:千円)

6	資本金			4,034,683
7	剰余金			
(1)	資本剰余金			
	イ受贈財産評価額	2,924,458		
	資本剰余金合計		2,924,458	
(2)	利益剰余金			
	イ減債積立金	62,000		
	ロ当年度未処理欠損金	2,569,411		
	利益剰余金合計		△ 2,507,411	
	剰余金合計			417,047
	資本合計			4,451,730
	負債資本合計			22,845,387

注記（令和7年度）

I 重要な会計方針

1 資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品 総平均法による原価法による。

2 減価償却の会計処理方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法による。

主な耐用年数

建物 6～46年

構築物 35年

器械備品 3～20年

(2) 無形固定資産

定額法による。なお、自己利用のソフトウェアについては利用可能期間（5年）に基づいている。

(3) リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用している。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用している。

3 引当金の計上方法

(1) 退職給付引当金

職員の退職手当の支給に備えるため、当年度の退職手当の期末要支給額に相当する金額を計上している。なお、一般会計が負担すると見込まれる額を除く。

(2) 賞与引当金

職員の期末・勤勉手当の支給に備えるため、当年度に負担すべき支給見込額を計上している。

(3) 法定福利費引当金

職員の期末・勤勉手当の支給に伴う法定福利費の支出に備えるため、当年度に負担すべき支出見込額を計上している。

(4) 貸倒引当金

債権の不納欠損による損失に備えるため、貸倒実績率による回収不能見込額を計上している。

4 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式による。なお、控除対象外消費税等については、当年度の費用として処理している。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等については、長期前払消費税勘定に計上し、20年間で均等償却を行っている。

II 予定貸借対照表

企業債の償還等に係る他会計の負担

貸借対照表に計上されている企業債等のうち、他会計が負担すると見込まれる額は5,343,530千円である。

III セグメント情報

当院の事業は、単一セグメントであるため、記載を省略している。

IV リース契約により使用する固定資産

リース料総額が300万円以上のファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っている。

リース料総額が300万円未満のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っている。

令和 7 年度厚木市病院事業 収 益 の

支 出

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
1	病院事業費用		12,424,000	5,109	12,429,109
	2	医業外費用	326,377	5,109	331,486
		1 支払利息及び企業債取扱諸費	120,615	5,109	125,724

資 本 の

支 出

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
1	資本の支出		1,587,000	1,730,214	3,317,214
	3	他会計借入金償還金	240,188	1,730,214	1,970,402
		1 他会計借入金償還金	240,188	1,730,214	1,970,402

会計補正予算実施計画説明書

支 出

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
長期借入金利息	5,109	

支 出

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
他会計借入金償還金	1,730,214	

(議案第60号)

令和7年厚木市議会第4回会議（6月定例会議）

令和7年度
厚木市公共下水道事業会計
補正予算（第1号）

議案第60号

令和7年度厚木市公共下水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和7年度の厚木市の公共下水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出の補正）

第2条 令和7年度厚木市公共下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条本文に後段として「なお、営業費用中の管渠費62,524千円の財源に充てるため、企業債31,200千円を借り入れる。」を加え、収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
収 入			
第1款 下水道事業収益	6,433,000千円	31,262千円	6,464,262千円
第2項 営業外収益	2,561,470千円	31,262千円	2,592,732千円
支 出			
第1款 下水道事業費用	6,406,000千円	59,684千円	6,465,684千円
第1項 営業費用	6,148,699千円	62,524千円	6,211,223千円
第2項 営業外費用	256,276千円	△2,840千円	253,436千円

（企業債の補正）

第3条 予算第7条に定めた起債の限度額を次のとおり補正する。

起債の目的	限度額	
	補正前	補正後
公共下水道事業	1,252,100 ^{千円}	1,283,300 ^{千円}
計	1,406,700	1,437,900

令和7年5月30日提出

厚木市長 山口 貴 裕

令和 7 年度
厚木市公共下水道事業会計
補正予算（第 1 号）に関する説明書

令和7年度厚木市公共下水道事業会計補正予算（第1号）実施計画

収 益 的 収 入 及 び 支 出

収 入 (単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1 下水道事業収益			6,433,000	31,262	6,464,262	
	2 営業外収益		2,561,470	31,262	2,592,732	
		4 国庫補助金	22,000	31,262	53,262	

支 出 (単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1 下水道事業費用			6,406,000	59,684	6,465,684	
	1 営業費用		6,148,699	62,524	6,211,223	
		1 管渠費	401,066	62,524	463,590	
	2 営業外費用		256,276	△ 2,840	253,436	
		2 消費税及び地方消費税	14,374	△ 2,840	11,534	

令和 7 年度厚木市公共下水道事業予定キャッシュ・フロー計算書
(令和 7 年 4 月 1 日 から令和 8 年 3 月 31 日まで)

(単位：円)

1 業務活動によるキャッシュ・フロー

当年度純利益 (△は損失)	△ 114,910,000
減価償却費	3,712,924,000
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△ 48,000
賞与引当金の増減額 (△は減少)	805,000
法定福利費引当金の増減額 (△は減少)	242,000
固定資産除却費	592,000
長期前受金戻入額	△ 2,489,579,000
資本的収支に係る控除対象外消費税額	△ 53,954,000
受取利息	△ 1,000,000
支払利息	241,787,000
未収金の増減額 (△は増加)	2,172,000
未払金の増減額 (△は減少)	△ 18,565,000
その他流動負債の増減額 (△は減少)	△ 700,000
小計	1,279,766,000
利息の受取額	1,000,000
利息の支払額	△ 238,636,000
業務活動によるキャッシュ・フロー	1,042,130,000

2 投資活動によるキャッシュ・フロー

有形固定資産の取得による支出	△ 1,667,174,000
無形固定資産の取得による支出	△ 154,984,000
国庫補助金による収入	431,000,000
負担金による収入	36,375,000
一般会計からの繰入金による収入	376,427,000
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 978,356,000

3 財務活動によるキャッシュ・フロー

建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	1,437,900,000
建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 1,141,787,000
財務活動によるキャッシュ・フロー	296,113,000

資金増減額 (△は減少額)	359,887,000
資金期首残高	2,176,663,076
資金期末残高	2,536,550,076

令和 7 年度厚木市公共下水道事業予定貸借対照表
(令和 8 年 3 月 31 日)

(単位：円)

資 産 の 部

1 固定資産

(1) 有形固定資産

イ 土地		809,310,201	
ロ 建物	602,908,020		
減価償却累計額	<u>△ 196,709,743</u>	406,198,277	
ハ 構築物	92,964,710,175		
減価償却累計額	<u>△ 20,850,548,360</u>	72,114,161,815	
ニ 機械及び装置	782,994,918		
減価償却累計額	<u>△ 251,386,616</u>	531,608,302	
ホ 工具、器具及び備品	14,805,534		
減価償却累計額	<u>△ 10,237,298</u>	4,568,236	
ヘ 建設仮勘定		<u>677,625,956</u>	
有形固定資産合計			74,543,472,787

(2) 無形固定資産

イ ソフトウェア		6,681,310	
ロ 施設利用権		<u>3,004,591,180</u>	
無形固定資産合計			3,011,272,490

(3) 投資その他の資産

イ 出資金		7,830,000	
ロ 破産更生債権等	89,246		
破産更生債権等 貸倒引当金	<u>△ 89,246</u>	0	
投資その他の資産合計			<u>7,830,000</u>
固定資産合計			77,562,575,277

2 流動資産

(1) 現金及び預金		2,536,550,076	
(2) 未収金	579,124,000		
未収金貸倒引当金	<u>△ 16,793,346</u>	<u>562,330,654</u>	
流動資産合計			<u>3,098,880,730</u>
資産合計			<u>80,661,456,007</u>

負 債 の 部			
3	固定負債		
	(1) 企業債		
	イ 建設改良等の財源に 充てるための企業債	17,502,784,076	
	企業債合計		17,502,784,076
	固定負債合計		17,502,784,076
4	流動負債		
	(1) 企業債		
	イ 建設改良等の財源に 充てるための企業債	1,095,195,000	
	企業債合計		1,095,195,000
	(2) 未払金		500,183,000
	(3) 未払費用		10,952,000
	(4) 引当金		
	イ 賞与引当金	15,903,000	
	ロ 法定福利費引当金	3,166,000	
	引当金合計		19,069,000
	流動負債合計		1,625,399,000
5	繰延収益		
	(1) 長期前受金	62,374,877,494	
	収益化累計額	△ 15,342,863,614	47,032,013,880
	(2) 建設仮勘定長期前受金		316,438,662
	繰延収益合計		47,348,452,542
	負債合計		66,476,635,618
資 本 の 部			
6	資本金		12,635,343,193
7	剰余金		
	(1) 資本剰余金		
	イ 受贈財産評価額	425,861,738	
	ロ 国庫補助金	96,600,000	
	資本剰余金合計		522,461,738
	(2) 利益剰余金		
	イ 当年度未処分利益剰余金	1,027,015,458	
	利益剰余金合計		1,027,015,458
	剰余金合計		1,549,477,196
	資本合計		14,184,820,389
	負債資本合計		80,661,456,007

注記

1 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 固定資産の減価償却の方法

ア 有形固定資産

(ア) 減価償却の方法

定額法

(イ) 主な耐用年数

建物 15～50 年

構築物 10～50 年

機械及び装置 15～20 年

工具、器具及び備品 5～10 年

イ 無形固定資産

(ア) 減価償却の方法

定額法

(イ) 主な耐用年数

ソフトウェア 5 年

施設利用権 35 年

(2) 引当金の計上方法

ア 貸倒引当金

債権の不納欠損による損失に備えるため、貸倒実績率等による回収不能見込額を計上している。

イ 退職給付引当金

職員の退職手当は、一般会計がその全部について予算措置を行うこととなっているため、退職給付引当金は計上していない。

ウ 賞与引当金及び法定福利費引当金

職員の期末手当及び勤勉手当の支給並びにそれに伴う法定福利費の支出に備えるため、当年度末の負担に属する額（12 月から 3 月までの 4 か月分）を計上している。

(3) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜処理としている。

2 予定キャッシュ・フロー計算書に関する注記

重要な非資金取引に関する事項

当年度、新たに取得する受贈資産の見込額として、資産及び負債に 474,074,000 円を計上している。

3 予定貸借対照表に関する注記

企業債の償還に係る他会計の負担

予定貸借対照表に計上されている企業債（当年度の末日の翌日から起算して1年以内に償還予定のものも含む。）のうち、一般会計が負担すると見込まれる額は12,442,603,765円である。

4 セグメント情報に関する注記

厚木市公共下水道事業会計は、公共下水道事業のみを運営しているため、報告セグメントは単一としており、記載を省略している。

5 その他の事項に関する注記

（1）預り金の返還

厚木市と厚木市公共下水道事業出納取扱金融機関等との間に締結した事務取扱契約の変更又は解除に伴い、令和7年度において、担保金の全額を返還する予定である。

（2）賞与引当金及び法定福利費引当金の取崩し

令和7年度において、職員の期末手当及び勤勉手当並びにそれに伴う法定福利費を支出するため、賞与引当金15,050,000円及び法定福利費引当金2,916,000円を取り崩す予定である。

（3）貸倒引当金の取崩し

令和7年度において、下水道使用料に係る債権の不納欠損処理を行うため、貸倒引当金4,069,000円を取り崩す予定である。

令和 7 年度厚木市公共下水道事業会計

収 益 の 収 入

収 入

款 項 目	既決予定額	補正予定額	計
1 下水道事業収益	6,433,000	31,262	6,464,262
2 営業外収益	2,561,470	31,262	2,592,732
4 国庫補助金	22,000	31,262	53,262

支 出

款 項 目	既決予定額	補正予定額	計
1 下水道事業費用	6,406,000	59,684	6,465,684
1 営業費用	6,148,699	62,524	6,211,223
1 管渠費	401,066	62,524	463,590
2 営業外費用	256,276	△ 2,840	253,436
2 消費税及び地方消費税	14,374	△ 2,840	11,534

補正予算（第 1 号）予算明細書

及 び 支 出

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 国庫補助金	31,262	大規模下水道管路特別重点調査等事業補助金増 (補助率1/2) 31,262

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
21 委託料	62,524	大規模下水道管路特別重点調査事業費増 62,524
1 消費税及び地方消費税	△ 2,840	